

議 事 録

1 名称

平成29年度 第2回 石岡市都市計画審議会

2 開催日時

平成30年3月20日（火） 午後2時30分～3時30分

3 開催場所

石岡市役所 八郷総合支所 1階102・103会議室

4 出席した者の氏名

北郷委員，大澤委員，石井委員，岡野委員，池田委員，村上委員，塚谷委員，神生委員，菊地委員，高野内委員，足立委員，櫻井委員
（事務局：都市建設部島田次長，都市建設部都市計画課浅田課長，惣野代課長補佐，澤田係長，青柳主幹，富田主幹）

5 議題

石岡市立地適正化計画の策定について

6 議事の概要

議事録のとおり

7 担当課の名称

都市建設部都市計画課

8 議事録

(1) 開会

- ・次長挨拶
- ・出席者数が規定の定足数に達していることを報告（委員19名中12名出席）

(2) 議事

■会長

議事に入ります前に，本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。A委員とB委員のお2人をお願いしたいと存じます。

本日の審議事項は，継続審議中の「石岡市立地適正化計画の策定について」です。はじめに事務局から説明願います。

■事務局

御説明を始める前に、資料1の内容について修正がございます。まず、1ページを開いてください。左上の「人口増減の課題」の2行目「中心市街地の人口抑制」の部分は「人口減少抑制」へ修正願います。次に11ページを開いてください。上段の中央部分の石岡都市計画区域の「市街化調整区域」の部分は「都市計画法34条の規定により1,000㎡以上の開発行為等に対しては開発許可が必要」との記載部分は「1,000㎡以上」という文言を削除願います。

それでは、資料1の内容を前方のスクリーンにまとめておりますのでご覧ください。前回の審議会で、「立地適正化計画とは何か」並びに「人口推計など市の現状分析」などについて御説明させていただきました。

今回は現状分析などを踏まえて「課題解決のためのストーリーや施策」、「都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定方針」について、御説明させていただきます。

まず、課題解決のためのストーリーと施策展開例について御説明します。現況分析における課題につきましては7項目ほどありまして、特に人口に関すること、高齢化社会、公共交通、都市インフラ、土地利用等の課題が顕著に現れています。

課題を踏まえまして、目標とすべきターゲットとして、「各拠点の活性化によるまちの魅力向上」、「人口減少に対応した都市のコンパクト化による持続可能なまちづくり」、「移動制約者が外出しやすいまちへの転換」の三つの方針を設定いたしました。また、資料2を併せてご覧いただければと存じますが、各ターゲットの中には、課題解決のためのストーリーや具体的に連携可能な施策案を示しています。施策案については、主に市のまち・ひと・しごと創生総合戦略や中心市街地活性化基本計画など、関連計画の事業を記載いたしました。

続きまして、目指すべき都市の骨格構造について御説明します。前回の審議会でお示しましたが、当市では、将来的に人口減少や高齢化が避けられない状況となっており、このまま市街地が拡散・低密度化すれば、行政サービス、都市インフラ、学校、病院、商店等の生活に必要なサービスを維持することが困難となります。そのため、まちの核となる箇所へのアクセス性向上や人口誘導により求心力の維持・向上が必要となります。市民の生活利便性を維持し、市民が安心して暮らせるまちを実現するため、将来都市構造のあり方の案として「人口減少を見据えたコンパクトな都市構造の推進による誰もが住みやすい・移動しやすいまちづくり」を設定しました。

続きまして、目指すべき都市の骨格像における拠点地区や公共交通軸、まちづくりの誘導指針につきまして御説明します。都市計画マスタープランでの将来都市構造をベースとして、石岡駅周辺を中心拠点、柿岡市街地並びに南台・東石岡周辺地区を地域拠点に設定いたしました。中心拠点は、市全体の魅力向上、にぎわい創出に資するエリアで、地域拠点は、日常生活に必要な機能を身近に確保するエリアとして設定しております。公共交通軸については、マスタープランにおける軸の考え方を踏襲しており、拠点間の公共交通の

アクセス維持を図ってまいります。誘導指針につきましては、都市機能利便性が高いエリア、インフラが整備されているエリアへの居住誘導を図ります。八郷の用途地域外においては、市街地拡大抑制のための方策を検討します。

ここからは、先ほどの将来都市骨格構造で、南台・東石岡周辺地区を地域拠点に設定した根拠を御説明します。こちらの図は平成 27 年の市の人口密度を示したものです。濃い赤色になるほど人口密度が高く、濃い緑色になるほど人口密度が低いことを示しています。これを見ると、南台周辺の地区は、石岡駅周辺よりも人口密度が高い状況であることが分かります。

こちらは、平成 52 年の人口密度の推計を示したものです。25 年後におきましても、南台地区では比較的高い人口密度を維持する見込みとなっております。

こちらは石岡市街地における 20 歳～29 歳の転入状況及び住宅新築状況を示した図です。転入者数については、平成 24 年～平成 28 年の住民基本台帳データを使用しており、赤色が最も転入者数が多く、以下、黄色、緑、青の順に転入者が少なくなります。新築動向については、平成 24 年～平成 27 年のデータとなりまして、地図上の家のマークの大きさと件数の多さを示しています。これを見ると、点線で囲った南台、東光台、旭台周辺は、赤色が目立っており、各メッシュにつき 5 年間で 60 人以上の方が転入していることが分かります。また、新築状況についても、このエリアは住宅の新築件数が多いことが分かります。

こちらは 30～39 歳を対象として抽出いたしました。先ほどの資料よりは減少となっておりますが、市街地で見ると南台周辺等における転入者や住宅新築が多くなっています。これらのことから、南台周辺地区等については、市内の中でも若い世代の転入者や住宅新築が多いことが確認できます。

こちらからは、都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定方針と誘導区域案の御説明となります。前回も御説明させていただきましたが、都市機能区域及び居住誘導区域に関するイメージ図をお示しいたします。立地適正化計画区域内における市街化区域の中に、水色のエリアで示している「居住誘導区域」と、ピンク色のエリアで示している「都市機能誘導区域」を配置いたします。「居住誘導区域」は、居住を推進する区域となっております。また、「都市機能誘導区域」は、必要な医療・福祉・商業施設等の生活利便施設を誘導していく区域となっております。これらの区域は、将来の人口推計、都市機能の充足状況や配置、公共交通の状況を考慮して、市街化区域や用途地域の拠点となる場所に設定することとなります。なお、誘導区域外での一定の開発行為や建築行為については、市への届出が義務付けられます。

都市機能誘導区域の設定方針につきましては、国の指針で「各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態に照らし、地域としての一体性を有している区域」と定められています。この基準を参考として、先ほど御説明した石岡駅周辺、柿岡市街地、南台・東石岡地域の 3 地区で都市機能誘導区域を検討しました。具体的に各

区域の説明をさせていただきます。

まず、中心拠点となる石岡駅周辺です。こちらは、石岡駅を起点として、800m圏を基本としながら、中心市街地活性化基本計画区域や用途地域、道路状況などを考慮して区域を設定しました。現在、生活利便施設として、医療施設7箇所、高齢者福祉施設3箇所、商業施設9箇所が点在しております。

次に、地域拠点となる柿岡市街地です。八郷総合支所から800m圏を基本といたしまして、用途地域・道路状況などを考慮して、区域を設定いたしました。生活利便施設は、現在、商業施設4箇所のみとなっております。

最後に、同じく地域拠点の南台・東石岡周辺地区です。国道355号の都市機能集積箇所を基本に区域設定いたしました。現在、生活利便施設として、医療施設1箇所、商業施設5箇所計6箇所が点在しております。都市機能誘導区域における石岡駅周辺、柿岡地域、南台・東石岡周辺地域の3地区におきましては、周辺住民の生活利便性向上に寄与する施設を誘導することが求められます。

続きまして、居住誘導区域の設定方針と居住誘導区域案について御説明いたします。居住誘導区域は、人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活利便性やコミュニティを維持する区域となっています。国の指針では、生活利便性が確保される区域、生活サービス機能の持続的確保が可能な区域、災害に対する安全性が確保される区域の3つが示されています。

当市における居住誘導区域の設定については、①生活利便性の視点、②インフラ整備の視点、③人口集積の視点を組み合わせまして、そこから居住誘導区域に含めない視点を除外するといった考え方で整理しています。次のページからは、まず居住誘導区域に含める各3つの視点を御説明させていただきます。その後、3つ区域案をお示しします。

まず、生活利便性の視点です。考え方としましては、石岡市街地及び柿岡市街地において、生活利便性が確保されており、かつ、公共交通の利便性が高い範囲となります。具体的に申し上げますと、医療・商業・高齢者福祉施設から800m圏内、鉄道駅から800m圏内、バス停留所から300m圏内の全ての圏域が重なる部分となっております。この考え方を満たす区域については、オレンジ色で示した部分となります。

次に、インフラ整備の視点です。こちらは、石岡市街地及び柿岡市街地における下水道整備済み区域及び整備予定区域を設定いたしました。該当する区域については緑色で示しております。

最後に人口集積の視点ですが、石岡市街地及び柿岡市街地における人口集積の視点としては、国勢調査における人口集中地区を水色でお示しました。なお、柿岡市街地につきましては、該当箇所はありません。ここまで、居住誘導区域に含める視点を三つ御説明させていただきました。次のページからは、これらの各視点を組み合わせまして、三つの居住誘導区域案を御説明させていただきます。

まず、第1案です。居住誘導区域に含める区域の視点といたしましては、①生活利便性

の視点、②インフラ整備の視点、③人口集積の視点に該当する区域から、防災上の危険区域などの区域に含めない視点を除外した案となっております。ただし、柿岡市街地については、人口集積の視点を入れると誘導区域の設定ができませんので、人口集積の視点を外しております。また、こちらの場合では、高浜駅周辺に誘導区域が入らない形となっております。第1案の場合、市街化区域・用途地域に占める割合は44.1%となっております。区域設定が最も厳しい案となっております。

続きまして、第2案における居住誘導区域に含める視点といたしまして、①生活利便性の視点に該当する区域又は②インフラ整備の視点・③人口集積の視点の両方に該当する区域から、居住誘導区域に含めない視点を除外した案となっております。

また、第2案においても、通常高浜駅周辺は誘導区域には入りませんが、駅周辺の徒歩圏を区域に含めた方がいいのではないかと考えから、高浜駅から800m圏内は優先的に区域に含めることとしました。第2案につきましては、第1案と比較すると、石岡市街地での区域拡大のほか、高浜駅から800m圏内や八郷の用途地域が全て区域へ含めるなど大きな変化が見られます。市街化区域・用途地域に占める割合は65.2%となります。将来的な人口密度につきましても第1案より維持できる見込みとなっております。

最後に、第3案における居住誘導区域に含める視点といたしましては、①生活利便性の視点、②インフラ整備の視点、③人口集積の視点のいずれかに該当する区域から居住誘導区域に含めない視点を除外した案となります。最も緩い区域設定になりまして、市街化区域・用途地域に占める割合は76.9%でございます。事務局としては、3案の中で第2案を採用して行くことが望ましいのではないかと考えております。理由といたしましては、市街化区域・用途地域に占める誘導区域のバランスがよく、また、人口密度が最も高く維持できるためです。

続きまして、用途地域外の方針について御説明させていただきます。こちらでは、特に非線引きの八郷都市計画区域における居住誘導区域外での開発抑制につきまして、二つの方向性をお示しさせていただきます。まず、A案といたしましては、開発行為に対する規制が緩い八郷都市計画区域において、用途地域外での開発抑制に対する方策を検討するというものです。開発抑制方策といたしましては、居住調整地域の導入を検討いたします。

居住調整地域は、宅地開発や住宅建築に対して、開発許可を適用する区域であり、市街化調整区域とほぼ同等の開発規制をかけるものです。極端な例かとは思いますが、今回、八郷の用途地域外の「交通不便箇所」及び「下水道未整備区域」全体を居住調整地域とした案を作成させていただきました。こういった制度活用の仕方もあるということで、あくまでも参考として捉えていただきたい案となっております。

次に、B案といたしましては、八郷都市計画区域の性格を鑑みて、厳しい開発抑制を行わないというものです。こちらでは、居住調整地域は設定せず、居住誘導区域による緩やかな規制にとどめるといった形になります。事務局といたしましては、八郷の持つ地域特性からB案を採用する方向性のほうが望ましいのではないかと考えております。

こちらは、A案の考えを図示したものでございます。八郷地域のほぼ全域の網掛け部分が居住調整地域となっております。居住調整地域から除外した区域については、「バス停留所の利用圏域内」及び「下水道整備済区域内」としてあります。これらは、公共交通の利便性の高さや既存インフラの観点から除外しました。居住調整地域から除外となった箇所については、届出制度による緩やかな規制のみがかかり、それ以外の居住調整地域の部分には厳しい開発抑制がかかります。A案につきましてはコンパクトシティの考え方に基づき、かなり規制を強めた場合の考え方になりますが、事務局としては、八郷地域でここまで規制をかけるのは現実的ではないと考えております。

こちらは、A案の各区域における都市機能・居住誘導の方向性の考え方になります。ここで特に注目していただきたい事項は、赤色の枠線で囲んだ部分です。先ほどと重複した内容になってしまいますが、A案の場合には、八郷都市計画区域の用途地域外では、公共交通利用圏域内や下水道整備箇所には緩やかな規制が生じまして、それ以外の区域につきましては、開発許可制度による強い規制が生じます。

続きまして、こちらはB案のイメージを整理したものになります。こちらは、居住誘導区域外において強い開発抑制を行わないことにより、緩やかな居住の誘導を図っていく案となります。

こちらは、B案の各区域における都市機能・居住誘導の方向性をまとめた内容でございます。B案の場合には、用途地域外では、特定用途制限地域や届出による緩やかな規制のみとなります。

最後に、平成30年度の立地適正化計画策定スケジュールを御説明させていただきます。平成30年度におきましては、主に都市機能誘導区域、居住誘導区域の詳細な設定を行い、年度内に計画を策定する予定です。また、市民の方々から御意見を聴く場として、住民説明会とパブリックコメントをそれぞれ1回ずつ予定しております。都市計画審議会におきましては、平成30年度も継続して御審議いただく予定となっておりますので、委員の皆様におかれましては、何卒御協力いただきますようお願い申し上げます。事務局からの説明は以上となります。

■会長

ありがとうございました。それではこれから質疑応答に入りたいと思います。御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

■C委員

居住調整地域を設定するに当たり、A案とB案を提示いただきましたが、かなり両極端な気がします。その中間的な案は考えられなかったのでしょうか。

■事務局

おっしゃるように規制をかけるかかけないかという両極端な案となってしまいました。中間的な案については、正直、時間の都合上そこまで検討できなかったところでございます。今後は、一部で居住調整地域を導入していくなど、中間的な案も含めて検討させていただきたいと考えております。

■C委員

ありがとうございます。先ほどの意見に関係してですが、現状で居住調整地域を設定しない場合には、今後、どのように建築行為の動向が推移していくのかが知りたいです。具体的には、開発しようとする動きがあるものに対して、誘導すべき場所に集めないということはどのような影響があるのかを知りたいです。

■事務局

現状、そこまでは分析できていないので、今後、居住誘導区域を検討していくに当たって、その点も踏まえながら検討させていただければと思います。

■C委員

居住調整地域を設定しない視点として、バス停やインフラの話があったかと思います。現に集落を形成している地域で、居住調整地域になってしまう箇所はあると思いますので、今後、そういうところをどう考えていくのかも大事かと思われま。

■事務局

参考になる御意見ありがとうございます。検討しながら進めさせていただきます。

■D委員

都市機能誘導区域の設定の考え方ですが、南台・東石岡周辺地区のエリア設定は狭いと思います。このエリアに都市機能を誘導しようとした際には、住宅が密集しており、スムーズな誘導ができないと感じます。事務局は、本当にここへ都市機能を誘導していくつもりでしょうか。その辺につきましても、どのように検討されたのかをお聞きしたいです。

■事務局

データ分析上、南台地区に人が張り付いているということで、一つの案として示させていただきました。今後は、データ分析上の考えや余剰地や土地利用の動向に即しつつ、改めて都市機能誘導区域を検討していく予定です。

■ D委員

南台・東石岡周辺地区は、人口密度が高い点から、都市機能誘導区域として選ばれたと捉えてよろしいですか。

■ 事務局

はい。こちらの地区は子育て世代等の転入が一番多くなっています。前回の審議会で委員さんから転入、転出の視点からも区域設定を考えたら良いのではないかという意見を頂きました。マスタープラン上の拠点の設定はしてないですが、新たに南台・東石岡周辺地区を選びました。

■ A委員

資料1の10ページの居住誘導区域案の設定の中で、事務局が第2案を採用していくことが望ましいとした説明をもう一度お願いします。

■ 事務局

第2案を採用していくことが望ましいとした理由については、まず、第1案は区域設定が最も厳しい案となってしまいます。第2案であれば、石岡市街地での区域拡大、高浜駅周辺地区、八郷の用途地域内を区域へ含むことができます。第1案と第3案の間を選択した形でございます。こちらはあくまでも案として示させていただいておりますので、今後は、石岡らしい考え方を追加しながら進めていきます。あくまでも第2案に決定したというわけではなくて、たたき台として第2案が中間的であるということを示させていただきました。

■ C委員

住宅の立地についてですが、資料1の4ページで若者世代の転入状況と住宅新築状況がそれぞれ違うタイトルで整理されています。住宅新築状況を見ると、若者世代がそれほど転入していないにも関わらず家が建築されている箇所が結構あります。つまり、これは若い世代以外も家を新築しているということですね。このような場所についても、分析された方がいいのかなという気がします。

■ 事務局

若者世代以外でも、家が建つ要素を分析していきます。

■ A委員

八郷総合支所から800m圏内に農業振興地域が入っていますが、これはどのような考え方で区域を設定したのでしょうか。

■事務局

公共施設の八郷総合支所を中心に800mという考え方が基本となっております、あくまで農業振興地域を除いて、用途地域の掛かっているエリアを対象としています。このまま農業振興地域は残す方向でございます。

■A委員

農業振興地域については触れず、それ以外の区域を都市機能誘導区域に設定しますとの解釈でしょうか。

■事務局

はい。

■A委員

例えば、都市機能誘導区域の中に市営住宅や高齢者福祉施設を建てて、主に高齢者を対象とした行政サービスを行うといったようなコンパクトシティ化は考えていく予定ですか。

■事務局

高齢者が住みやすいようなまちづくりは進めていきたいと考えています。

■A委員

今後はコンパクトシティ化に向けて、全庁的な取組みが必要になってくると思いますが、その点はどのようにお考えですか。

■事務局

お配りしています資料2に、全庁的な取組みで他部局と連携していけるような事業等の内容を掲載しています。こちらの内容につきましては、庁内の課長級で組織しております立地適正化策定委員会でも協議させていただきます。また、今回の都市計画審議会でもまとまった御意見につきましては、計画に内容を落とし込んでまいりたいと思います。

■B委員

都市機能誘導区域案の柿岡市街地についてですが、八郷総合支所を中心として800mという設定ではなく、図面でいうとへの字の部分（八坂神社周辺）を中心点としたほうが、都市機能誘導区域の望ましい区域に合致してくるのではないかと思います。幹線道路の位置付けにもなっていることと、北側はバスの車庫になっているため都市機能誘導区域の考え方が網羅されていると思います。

■事務局

今回は八郷総合支所から 800m 圏で区域を設定させていただきました。確かに現在の設定では、ほかの委員さんも言われていましたが、農業振興地域が重なってしまいます。バス停等でも中心点を設定することはできますので、柿岡のまちなかを網羅できるような形で区域設定を検討させていただきます。

■E委員

都市機能誘導区域内に企業の誘致の話がありますので、何かしら誘導するための仕掛けが必要かと思います。例えば、茨城県は工業団地が日本一ですけれども、これは不動産取得に対して優遇措置があるなどインセンティブがあるからです。居住を誘導するためには固定資産税を優遇するなどの何かしらのインセンティブを考えていますか。あとは都市再生推進法人のようなものを設置して、再開発のようなことをしてみてもどうですか。

■事務局

企業の方だけでなく、一般の住民の方、転入者の方が来やすく、また、住みやすいような何らかの施策が必要であると思います。今後は、各課と協議しながらどういう施策を進めることが可能であるのかを考えていきます。また、こちらの内容につきましては、皆様に報告しながら進めてまいりたいと思います。

■F委員

立地適正化計画の狙いとしては、右肩下がりに対応した都市計画で、本来であれば逆線引きをしなければならない。ただ、そういうことができないのでこのような概念ができました。先ほど居住や誘導を行うためのインセンティブという話が出ましたが、区域外に住んでいる、離れた所に住んでいる人は道路等の整備をしない。例えば、北の方ですと除雪しないということが逆インセンティブになってくるのかなと思います。

今回の主体はデータ分析でしたが、今後は、データ分析を厳しめにして、あとは、政策的な内容を反映させていく。例えば BRT が走っている箇所はネットワークの観点から積極的に区域に入れるなどして進めていくべきだと思います。つまり、そこから考えていくと厳しめのデータ分析をして、そこへプラスアルファ部分の政策的な考えを入れていくことが、立地適正化計画の考え方に合致しているかと思います。A案、B案、C案の中からB案にしますというのは計画ではないと思います。それと、今回のデータ分析の区域案はコンパクトだけでネットワークの視点がありません。やはりネットワークの視点を入れると、人口密度が少なくとも、拠点化するといった考え方も出てくるかと思います。また、広域連携や民間との連携も必要かと思います。民間の場合であれば、関東鉄道さんの意見も聞くべきで、広域連携の場合であれば BRT 沿線等の連携とか、そういう発想がないと生活感のない計画になると思います。市として今回の計画をどう進めるかといったアイデアを出し

ていただければと思います。

■事務局

はい、ありがとうございます。確かに、今回の資料全体に言えることですが、課題の分析、状況の分析という段階でございます。また、ネットワークの部分につきましては、情報等の解析はしておりません。来年度から地域公共交通網形成計画の策定を予定しておりますので、こちらと合わせまして、コンパクトシティ・プラス・ネットワークという二つの計画を一つの形で見られるような計画にしていきたいと思っております。そういったことを踏まえまして、都市計画審議会ではございますけれども、地域公共交通網形成計画の課題や情報も含めまして、次回の審議会では皆様に情報提供していきたいと考えております。

また、F委員の言われましたとおり時代が変わっておりまして、良い部分ばかりが言える状況ではないということが増えるかと思っておりますので、厳しくするところは厳しくしていく必要もあると思っております。委員の皆様から知恵を頂きながら、今後の石岡が住みやすく、定住が増えるような計画にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

■会長

御発言もないようですので、ここで質疑を終わりにしたいと思います。なお、本案件につきましては、来年度末まで継続審議を行っていく予定となりますので、皆様よろしくお願いたします。

また、その他として、審議案件ではありませんが、事務局から報告事項があるようですので、「都市公園区域の変更について」事務局から報告願います。

■事務局

石岡ステーションパークにおける公園保全立体区域の指定について、御説明させていただきます。

お配りいたしましたA3両面印刷の資料を併せてご覧ください。現在、都市公園として供用しております石岡ステーションパークにつきましては、1階と2階を合わせた延床面積ではなく、上から見た投影面積として供用しております。現状の利用実態について御説明させていただきますと、2階はオープンスペースや憩いの場など、都市公園として利用されておりますが、1階はバスターミナルとしての用途が主であり、都市公園としての利用実態は事実上ありません。1階につきましては、今後、店舗を設置するなど、石岡駅周辺の賑わいの創出に向けて有効活用していきたいと考えており、将来のステーションパークの幅広い利活用を見据えると、都市公園区域の明確化を図る必要があると考えております。そこで、都市公園法に基づく立体都市公園制度を活用し、公園保全立体区域を指定することで、都市公園区域の明確化を図ってまいります。具体的には、「4 公園保全立体区域の指定」に記してありますとおり、2階及び1階駐車場・駐輪場は都市公園であり、1階

バスターミナルは都市公園区域外という棲み分けを行い、立体的に都市公園区域を定めてまいります。資料の裏面に区域図を記載させていただきました。赤い枠の部分が都市公園区域となります。このように、平面図や断面図等により公園保全立体区域を示し、それを市が公告することで指定が可能となります。こちらにつきましては、本日の都市計画審議会での報告後、今年度中の公告を予定しております。説明は以上となります。

■会長

ただいま事務局から説明があったことについて、御質問・御意見等ありますでしょうか。

御発言もないようですので、以上で議事を終了させていただき、進行を事務局に戻したいと思います。

■司会

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成29年度第2回石岡市都市計画審議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日はお疲れ様でした。

(3) 閉会